

建設業者団体の長 殿
資材関連事業（セメント・生コン、合材）団体の長 殿
骨材関連事業（砕石、砂利）団体の長 殿
各府省庁主管担当課長 殿
各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿
各市町村主管部局長 殿
主要民間団体の長 殿
（単名各通）

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

昨年 6 月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年 4 月 1 日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、違法「白トラ」を行う者に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等における混乱が生じることのないよう、今般、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いを下記のとおり明確化することとしましたので、関係団体におかれましては、会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

建設現場等で使用するダンプカーについては、①他人の需要に応じ、②有償で、③貨物の運送を事業として行う場合には、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）の許可が必要となりますが、下記の 1.（1）又は（2）のいずれかに該当し、2. の要件を具備した場合には、法の許可が不要となります。

なお、個別の事案の判断に当たっては、下記を参照いただいた上で、判断に迷われる場合には、下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

また、法の許可が不要となる場合であっても、運転業務に主として従事する労働者については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が適用されることにご留意ください。

1. 法の許可が不要となる運送

(1) 建設関連会社等が自ら所有する貨物を自ら運送する場合

自ら所有する貨物を自ら運送する場合には、自社のニーズや発意に応じて運送が行われることが通常であり、運送行為の対価も発生しないことから、上記①及び②に該当せず、法の許可は不要となる。

<具体例>

- ・土砂等販売業者が、販売するために購入した土砂等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合

(2) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合

他者が所有する貨物であっても、下記 i) ～ iii) のいずれにも該当する場合には、業としての運送を行っているとは言えず、上記②及び③に該当しないと整理できることから、法の許可は不要となる。

- i) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であること
- ii) 上記 i) の生業に付帯して行われる運送と認められるための具備要件として、当該生業を営む建設関連会社等が自ら運送行為を行うこと（同一の者が当該生業と当該運送行為とを一貫して行うこと）
- iii) 名目の如何を問わず、運送行為の対価としての有償性がないこと

<具体例>

- ・建設工事を請け負った建設関連会社等が、自社の行う建設工事に付帯する業務として、当該建設工事で発生する残土等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合
- ・土砂等販売を代行する個人事業主が、当該個人事業主の行う土砂等販売代行に付帯する業務として、販売する土砂等を当該個人事業主が運搬する場合

2. 自ら運送を行っていると言められるための具備要件

上記 1. (1) (2) において、建設関連会社等が自ら運送を行っていると言められるためには、当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要である。

雇用関係があるか否かについては、契約等の形態のみならず、使用従属性等の実態も踏まえて判断されることとなる。少なくとも主な判断基準としては、

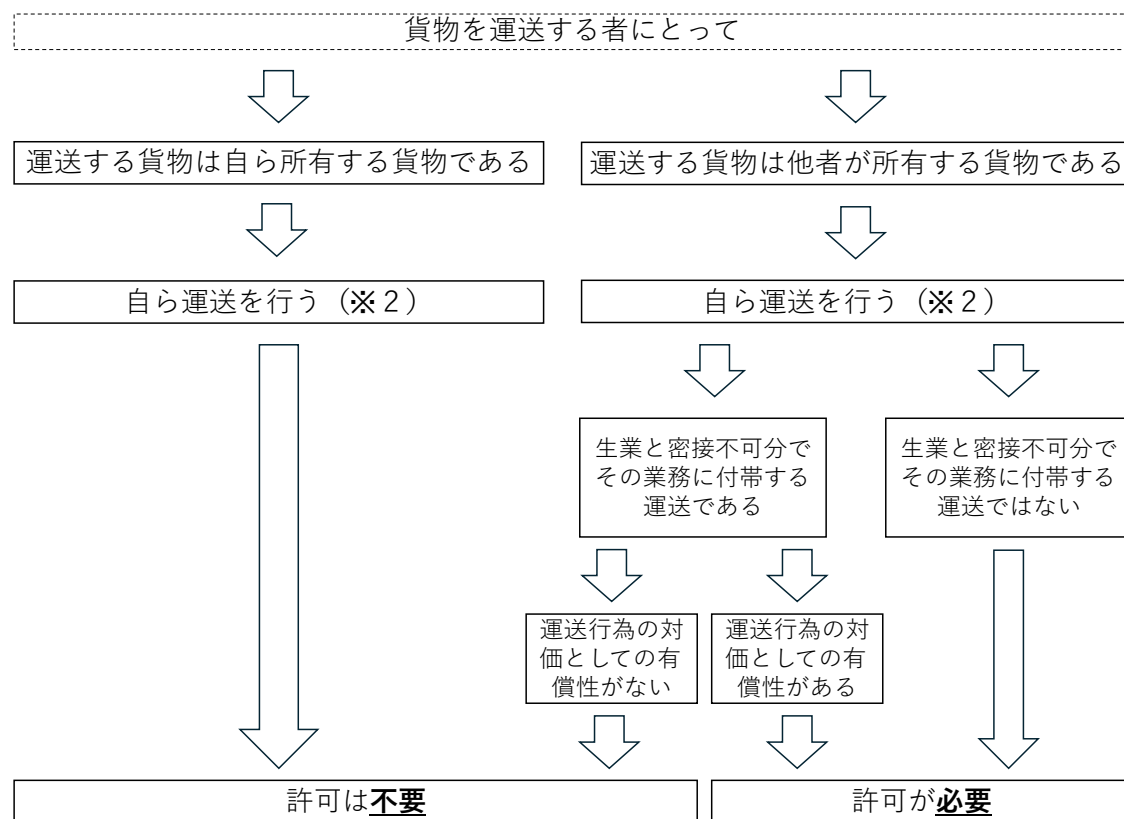
- ・建設関連会社等と運転者との間で労働契約が締結されているか
- ・運転者に対して労働条件通知書の交付がなされているか
- ・運転者に対する報酬が給与として支払われているか
- ・社会保険等の加入が必要な場合に社会保険等の加入や支払い等の適切な措置が講じられているか

・運転者が持ち込む自家用ダンプカーを使用する場合、運転者と建設関連会社等との間で、当該車両の業務上使用契約書の締結等の適切な措置が講じられているか

・運転者が当該建設関連会社等の指揮命令下にあるか 等

があるが、労働契約や労働条件通知書等に関する詳細は、最寄りの労働局・労働基準監督署にご確認いただきたい。

【参考：フローチャート図（※１）】



※１ 当フローチャートは、自家用ダンプカーを使用した一般的な運送行為に対する許可の必要性の判断フローを示したものであり、その他の運送行為に関する許可の必要性の判断フローを網羅的に示したものではないことに留意されたい。

※２ 当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

２ この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【お問い合わせ窓口】

主たる事務所を管轄する地方運輸局等にお問い合わせください。

<北海道>

北海道運輸局自動車交通部貨物課 電話：011-290-2743

<青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島>

東北運輸局自動車交通部貨物課 電話：022-791-7531

<茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨>

関東運輸局自動車交通部貨物課 電話：045-211-7248

<新潟、長野、富山、石川>

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 電話：025-285-9154

<福井、岐阜、静岡、愛知、三重>

中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：052-952-8037

<滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山>

近畿運輸局自動車交通部貨物課 電話：06-6949-6447

<鳥取、島根、岡山、広島、山口>

中国運輸局自動車交通部貨物課 電話：082-228-3438

<徳島、香川、愛媛、高知>

四国運輸局自動車交通部貨物課 電話：087-802-6773

<福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島>

九州運輸局自動車交通部貨物課 電話：092-472-2528

<沖縄>

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 電話：098-866-1836

荷主等の
皆様

白ナンバーのトラックに

有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車
運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は
100万円以下の罰金

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない^{※注}ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

1 白トラ利用の罰則強化



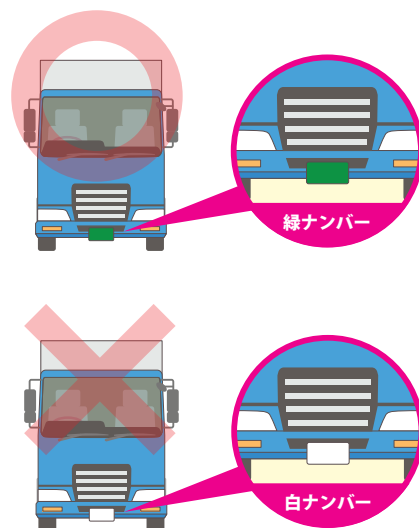
いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による是正指導の対象となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。



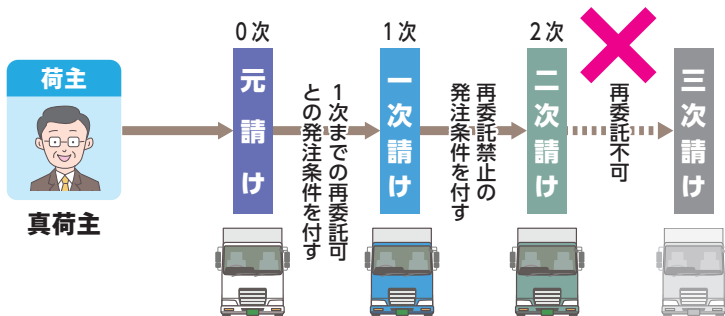
2 委託回数の制限



元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます**

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

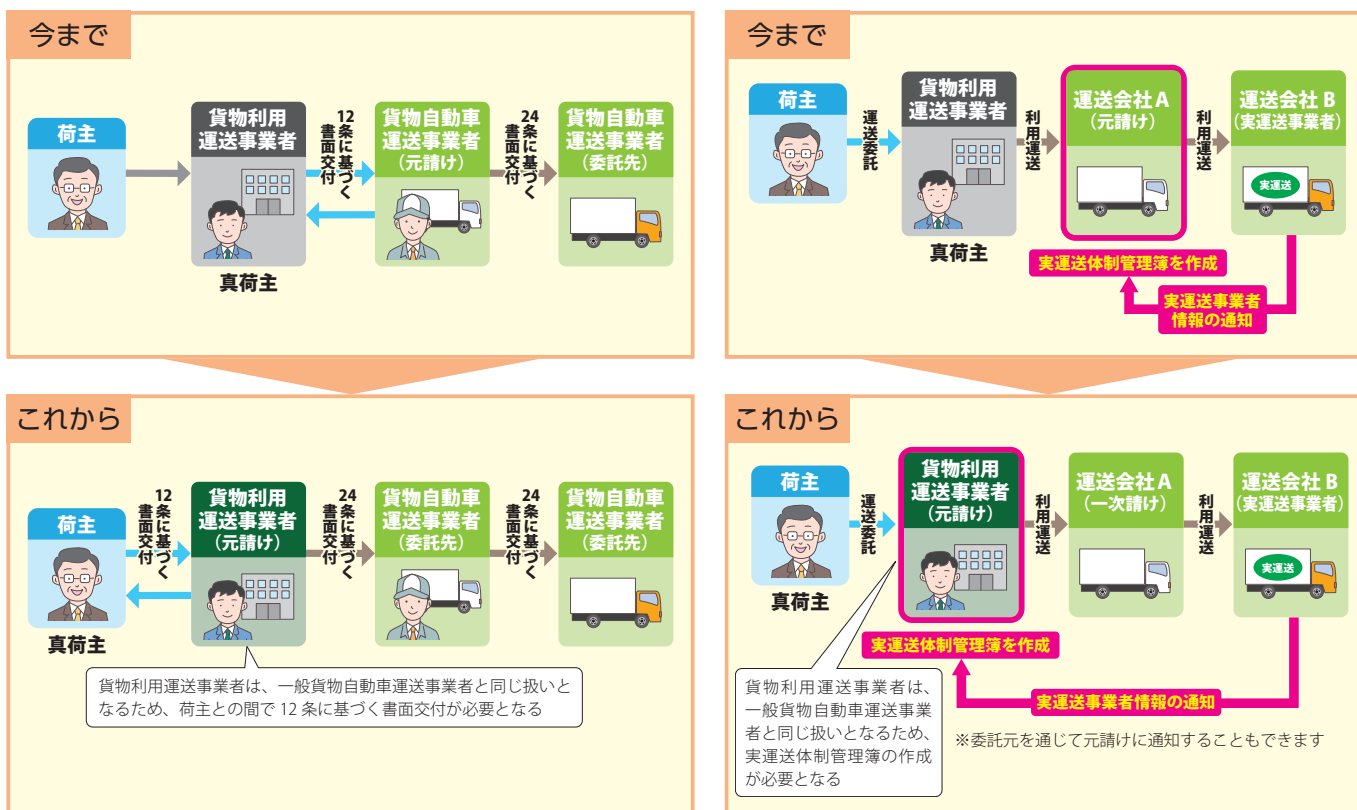
- 2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
 - 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
 - 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

